昭和42年2月24日　国鉄東局特別承認新聞紙　第496号
昭和40年3月8日第三種郵便物認可（毎週一回金曜日発行）

１９７０年８月２１日　第２３６号

☆帝国主義国、後進国、「労働者国家」
三ブロック階級闘争を
世界プロ独—世界共産主義の勝利へ！
共産主義者同盟

8月21日
週刊
第２３６号
編集発行人　鹿島　昴
一部　20円
購読料　20回500円（〒共）

戦旗

戦旗社
東京都千代田区三崎町2—7—6濱沢ビル内電話代表03(291)2961 振替東京26110
大阪支局大阪市都島区都島中通り3—7—16 電話06(921)1457
京都支局京都市左京区下鴨宮崎町128—29(075)(781)0025
名古屋支局 052(261)6075

9月1日入管体制粉砕
関東大震災49周年
日比谷野外音楽堂　午後1時

9・19防衛庁—全国基地解体闘争に総決起せよ

党の革命恒常的武装闘争の旗を更に高く掲げ九月闘争に進撃せよ

党の革命、恒常的武装闘争の意義

第三次共産同への飛躍に向けて

全国の同志諸君！「戦旗」愛読者諸君！七〇年代階級闘争への飛躍の内実を更に徹底してかちとるべく開始された今秋闘争への指針を、新共青同結成大会、日本反帝戦線結成大会での確認・総括一致を踏まえて、より具体的に提起していきたい。

わが同盟が昨秋安保決戦の過程で提起した「恒常的武装闘争の一時代の到来」ということが、その内容的把握に関しては当然のことながら異なるとはいえ、今、七〇年代階級闘争への飛翔を今秋闘争の展開のうちにかちとらんとして決意をますます固めている闘うプロレタリア人民の間で共通の認識になりつつある。しかしながら、わが同盟が恒常的武装闘争を提起した根拠はこれらの共通認識の基底ともいうべき「七〇年安保から七〇年代闘争＝スケジュール闘争からの脱却」の必要性一般にあるわけでは断じてない。何故ならば、このような「恒常的武装闘争」の理解こそ、逆にスケジュールによって、しかもそれはブルジョアジーによって設定されたそれに応じて革命を考えることができないことを自己暴露しているにすぎないからである。ましてや、現在、ブルジョアジーが闘争課題をスケジュール的に「〇〇年〇月」としてはっきり設定してくれないにもかかわらず次々と連続的に入管闘争や[illegible]闘争に取り組まなければならない情勢にあるからだといったものでもない。

では、わが同盟が、「恒常的武装闘争を通して、内戦＝世界革命戦争の陣型を構築する」と提起した根拠とは一体何なのか。それは「党の革命」を提起せざるをえなくなったこととの関連においてのみ明らかにしうる問題である。恒常的武装闘争の提起は、階級闘争の主体的推進構造の革命党を基軸にした把え返し、より具体的には、第一次共産同、第二次共産同の痛苦な敗北の総括との関連のうちになされているのであり、したがって、そのことを見落した「恒常的〇〇闘争」などは、あいも変わらない「〇〇決戦」の呼号と選は同義でしかないのである。

われわれは、本紙前号において新共青同結成大会、日本反帝戦線結成大会を圧倒的にかちとったことをもって「党の革命」の組織的営為の一成果としてこれを把え、恒常的武装闘争の主体的推進構造の確立への一大飛躍をなしとげたことを確認した。そしてかかる確認は、赤党派のまったく無様としか言いようのない分解、混迷の現状と照らし合わせる時ますますわが同盟の総依拠、革命党建設の根底的の基本として押え返しうるものである。

とはいえ、今、われわれが、かかる成果を踏まえて今秋闘争に革命的飛躍を賭して臨まんとしている時にあって、その闘いの成果の確認が、何か過去のものとしてではなく、ますます、すぐれて現在的なものとして日々の階級的実践のうちに対象化されていかざるをえない性格のものであるだろうことを、見ておかねばならない。

それは、いわば、わが同盟が提起した「党の革命」「恒常的武装闘争」ということが、たとえば、レーニン・ボルシエビキ党建設における、次のようなことに相当するものであるからに他ならない。

「長期にわたる、執拗で激烈な闘争が行われるときには、中心的で基本的な論争点はしばらくたってからはっきり現れはじめるのが普通である。そして、運動の最後の結末は、この中心的な論争点がどう解決されるかにかかっていて、それにくらべると、闘争の小さな、とるにたらないエピソードは、どれもこれもますます後景へしりぞいていく

もうこれで半年も全党員の注意を釘づけにしているわれわれの党内闘争のばあいも、そのとおりである。……その第一の問題は「多数派」と「少数派」へわが党が割れたこととの政治的意義の問題である……第一の問題は、われわれの党内闘争の出発点、その諸原因、その根本的な政治的性格の問題である。……」（「一歩前進二歩後退」）

「党の革命」「恒常的武装闘争」こそ、過渡期世界の革命党にとって「運動の最後の結末は、この中心的な論争点がどう解決されるかにかかっている」といった性格なのであり、その内容をめぐる第二次共産同における赤軍派、叛旗・情況派との党内闘争とそこでのわれわれの闘いの成果こそ、新共青同結成、日本反帝戦線結成に如実に表されているとはいえ、その成果に踏まえ、国際的、国内的党派闘争の貫徹へと今秋闘争を通して大胆に進撃しつつある現在、「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」は、ますますわれわれにとって、世界プロ独—世界社会主義の勝利にとって真に根底的である所以を明らかにしていく筈なのである。

だから、現在、われわれは、この間、かちとってきたわれわれの「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」の意義が、極めて端緒的なものでしかないと、控え目に評価して、控え目すぎることはないことを確認しておかねばならない。

実際、われわれはこの一年余の激しい党内—分派—党派闘争と権力との死活をかけた不断の全く新たな質を要求された闘いの過程の中で「革命」とは如何なるものか「如何なる革命をどのような革命党のもとに実現せんとしているのか」等々のわれわれにとって根本的問題の不断の把え返しが要求され続けてくる中でたかだかコミンテルンの意義と限界のうちに過渡期世界の革命党にとって要求される質を戦略論的に解明し第一次共産同第二次共産同の組織論的限界の対象化を通し前者により明らかにされた問題を後者の歴史的組織を媒介しながら、いかに実践的に解決していくのかという、まさに問われた問題への基本的解決方向を与えたに過ぎない。そして、このような過渡期世界の革命党に要求される戦略的深化を抜きに、革命運動の一切の前進はありえず、それを見落したところで「侵略を内乱へ」とか「大合流」とか「中間諸派を踏みこえ」とか「党派は一切献身だ」とかわめき喧騒したところで、それはまさに反動的回帰でのものに過ぎないし、そのようなレベルに停滞、回帰している限りにおいて、権力の周到かつ執拗な破防法を頂点とした組織破壊的攻撃にすら対処しえないであろうことは、全く明白である。にもかかわらず、そのようなことさえ諸党派には一切把えられず、階級闘争の一般的時間的延長のうちに漫然と未来を待つといった呑気な現実の真只中において「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」は、これまでを準備段階として、わが同盟総体としてはまさにこれから実体的に「命がけの飛躍」として推進していく段階でしかないのである。

そして、国際階級闘争の危機的現実こそ、われわれの「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」への命がけの飛躍が一刻の猶予も許されぬ程、切実に要求するものであることと—もちろんそれは危機が深化するから革命的闘争に決起しなければならないという客観主義的な危機の把握などでは毛頭ないのだが—の直視のうちに、その主体的打開が推し計られていかねばならない。

第三次共産同の党建設の構造

以上のように「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」の性格を把握するならば、われわれは、まず「軍事をはらみ共産主義を組織する党」の確固たる建設こそが一切の前提であることを再確認せざるをえない。われわれがこのような主張をする場合、それは、四—六月闘争の過程でも部分的にいわれてきたことではあるが「党派を自己目的化しているのではないか？革マル主義と同じではないか」と素朴な疑問に逢着するのは、ある意味では必然である。

第二次共産同が革共同的前衛三派のアンチとして大衆運動主義を党派性として形成された歴史性がそのような疑問の根拠である。確に六〇年代階級闘争が第一次共産同の意義と限界を対象化しえないまま、共産同の解体、革共同の外在的否定としてあった限りにおいて、とりわけ、革共同批判としてその「反スタ労働者党建設」の内容が「党の自己同心円的拡大の目的化—大衆闘争の阻害」であったことを指摘することは正しい。とはいえこのことが、当時の共産同派による「党建設論の欠落—大衆運動主義」として革共同に対置されたことは誤りである。既にこの間、一貫して明らかにしてきたように、このような第二次共産同の発生史的端緒の延長上に、第二次共産同の三分解があったことの否定的総括から、それは当然にも導き出されてくる結論である。それを踏まえた上にたって、先のような素朴な疑問に対して次のように答えねばならない。

第一にわれわれの世界一国同時革命戦略論の提起の核心が、階級闘争の止揚＝社会主義社会の実現であることを理解するならば、他ならぬ国家、階級、党の死滅を通してのプロレタリアー全人類の解放こそが、われわれの真の目的であることが明白である。だからこのような「心理」に対しては、レー[illegible]的においては、共産主義者も同じであること、革命党はかかる関連から把え返すならば、階級社会に規定された否定的媒介物にほかならず、共産主義の高次の段階においては、総ての人間が共産主義者である所以をもって「特殊な集団」としての組織化は廃棄されるものであることを明らかにしうるのである。

第二に。「軍事をはらむ党組織の建設」の強調が大衆運動の組織の阻害になるのではないかと、革共同的前衛主義の類推をもっての「懸念」に対しては、叛旗—情況との党内闘争がそれへの解答を準備する。マルクス主義を結局主体化しえなかった彼らにあっては大衆運動を直接的に推進することのみが、何かもう階級闘争を闘い抜くことであるかのように錯覚し階級闘争の枠を狭めてしまうのであるが、このような大衆運動一般の自己目的化こそ、第一の問題とも関連する変革対象そのものの一知半解—実現すべき未来社会への無展望に規定された徹頭徹尾反マルクス主義的小ブルイデオロギーである。革命主体にとって大衆運動を推進するということは、その内部に強固な党綱領を組織化することをテコに、蜂起—内戦＝世界革命戦争の陣営を構築していくという目的意識性に規定されたものでしかありえない。その際、現在的にはレーニン党組織論を踏まえた蜂起集団—訓練された中核集団—先進的大衆—大衆という系列に対応するRUND—新共青・反帝戦線の位置づけはわが同盟主体からする組織論的位置づけなのであり、このような党組織、しかも軍事をはらむそれとしての実体的確立が、現実の階級闘争の中において「党—軍—統一戦線」という内戦＝世界革命戦争の戦略にもとづいた運動論的構造規定をうけとるのである。だから、現実の階級闘争の運動展開局面において、それら三者が現象的に一体化されていたり、ないしは別個にあったにしても、常に党組織としての主体的関わりにおいて統一されているということが眼目なのである。

より具体的には、軍といえば、それが独り歩きし、統一戦線といえば目的意識的指導をめぐる党派闘争が介在しないということは、党組織論がふまえられる限りありえないのである。勿論、組織論的位置づけの明確化、即「党—軍—統一戦線」の恒常的武装闘争としての運動展開ということにはならないのである。

この間の総括とともに、われわれが提起してきた「党の革命」「恒常的武装闘争」の根底的性格を青写真上のように把え返した上で、更に、われわれは、若干の情勢分析を踏まえた当面する闘争の任務、獲得目標を提示しなければならない。

今秋闘争をとりまく情勢と任務

党—軍—統一戦線の運動構造の創出へ

六〇年代国際階級闘争は、ベトナムを先頭とした後進国階級闘争の進撃に牽引され、先進国、「労働者国家」群へと波及するその全世界的拡がりにおいてもっとも際立った特徴をもっていたといえる。かかる特徴を表現せしめた主要因は、アメリカ帝国主義を主軸としたNATO、安保＝国際反革命同盟、IMF、GATT＝国際金融、貿易機構の枠内における各国帝国主義の発展が、政治、軍事的には米帝の「庇護」をうけつつも経済的にはむしろ米帝の地位を相対的に低下させるものとしてあったが故に、帝国主義総体としての後進国市場を包摂したそれが、とりわけ米帝の反革命侵略の強化へとますます矛盾が集中していかざるをえないものであったからである。帝国主義の発展—後進国の停滞という構造の矛盾は、米帝の反革命侵略の強化とこれに対決する後進国人民の闘いの前進へと転化していったのである。しかし、そのような後進国階級闘争の矢面に立つ米帝との関連を抜きに他の帝国主義の存立もありえないが故に後進国人民への進撃と自国帝国主義の発展がもたらす帝国主義的再編の矛盾が相乗して、米帝以外のヨーロッパ、日本帝国主義足下での階級闘争の激化がもたらされるのも必然であった。他方、「労働者国家」群においては、それを指導する各国党の戦略が生産手段の国有化をもってする社会主義の建設＝生産力理論という一国社会主義建設可能論の枠内でのそれでしかなく、にもかかわらず、現実の「労働者国家」群の社会的矛盾はという悲喜劇の積み重ねであったが故に、東欧では「自由化」「民主化」の要求として、そして中国では毛思想へのイデオロギー的締めつけによってかかる危機を経済主義的に打開するか振り切りをはかるかをめぐっての文化大革命として、あまつさえ、一触即発の中ソ国境紛争として、米ソ共存の危機が到来したのである。

しかし、このような六〇年代に表現された国際階級闘争の全世界的拡がりは、まさにそれをもたらした直接的根拠としての帝国主義の発展のうちに現実的な闘いの高揚そのものが吸収せしめられ、圧殺されてしまったかにみえる。もっとも、階級闘争以外の一切の「発展」と無縁な後進国階級闘争は、六九年に入って以降の帝国主義国内階級闘争の「後退」にもかかわらず、七〇年春、ラオス・ジャール平原再制圧をもって進撃し、ベトナム、ラオス、カンボジアの武装統一戦線の形成＝インドシナ革命戦争へと発展しつつあることは、その指導政党の戦略論的限界にもかかわらず、明白な事実であり、その限界を唯一止揚する世界プロ独—世界社会主義を志向する「世界党—世界赤軍—世界反帝統一戦線」の運動構造の創出としてますます緊急に問われている。しかし、チンメルヴァルト左派から第三インターの創設が、ロシアにおける階級闘争の突出し権力奪取を主体的要因としていたが故に何よりも、われわれにあっては、日本階級闘争の七〇年代的飛躍を「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」を通しての根底的革命的青年—突出として当面の任務を設定せざるをえない。

それは他方アメリカ・ヨーロッパ階級闘争の敗北的事実の主体的要因の把え返しからも当然に教訓化される問題である。

以上のことを踏まえ、次に、現在段階においては、まさにわれわれの主体的力量の決定的立ち遅れ故に、直接的に組織化の対象としえない、アメリカ・ヨーロッパ階級闘争ではあるが、帝国主義の寄生性・腐朽性の政治的暴露としてわれわれの危機的現状を展開してゆくことにする。

欧米帝国主義と階級闘争の危機

アメリカ帝国主義は、対外的には、「グアム—ドクトリン」に象徴される反革命侵略の他帝国主義による侵略反革命への肩代りとそれをテコにしての漸次的「オーバーコミットメント」の修正をもってその負担の軽減を目指しつつ（アジア）、ソ連との協調—利害調整をもって、調停能力—外交力の回復を目指し（中近東）、当面は、その持てる経済力、軍事力を中南米に集中しつつドル危機の克服を目指さんとしつつも、その成果は一向にはかばかしくない。それは、対内問題に象徴的に表されている。即ち、「景気後退下のインフレ」の深化による経済的危機の露呈とかえりの一層の深化である。それは、「カンボジア侵攻—撤退劇」の中にも鋭く表されたアメリカ帝国主義の「死に至る病い」への一歩前進以外の何ものでもない。ドル危機こそ、現象的、一時的には終息したかのようにみえても、その要因としての国際収支の赤字基調は、かかる中にあって一向に改善されないどころか、悪化の一途を辿っていることをわれわれは見逃すことができない。六〇年代とは異なる米帝の危機の一層の深化は、相乗される危機に景気後退が声に拍車を加えていくであろうということである。しかし、いうまでもなく、そのこと自体は階級闘争の高揚の客観的条件にしかすぎない。

ヨーロッパの帝国主義の動向と階級闘争の現状はどうか。

国際通貨危機の六〇年代後半において、その一要因であったヨーロッパの帝国主義は、軒並み平価調整（英・仏は下げ、西独は上げという相違はあるが）の役目を果し「安定」に多大の寄与をなした。そしてヨーロッパ階級闘争は「フランス五月」以降、現在までたかだか政権交代制の演出の地位にその役割を押し止めているかのようである。

すなわち「老大国」英帝の老衰のテンポを六四年十月以降ともかくにも緩和させてきた労働党政権が、六月総選挙で、大部分の予想を裏切って保守党に敗北をしたのであり、一方、西独地方選挙においても、中央政権を担うSPD、FDPが軒並み後退し、CDUの再進出という結果に終ったのである。そして、これらの現象にイタリアの恒常的内閣危機をつけ加えて考察する時、総体としてのヨーロッパは、五〇年代—六〇年代前半の「発展」のテンポを喪失し、その「発展」の中で蓄積された階級闘争の自然発生的なエネルギーを六七—八年に放出した後徐々に全体が「英国化」しつつあるかのようである。

すなわち、両階級の「無気力・停滞化」傾向である。しかし、もちろん、それが長続きしうるものでないことは、米帝・日帝が流動的であること、支配圏の中近東・アフリカの階級闘争が高揚しつつあることをみれば明らかである。むしろ、ヨーロッパの階級闘争が政権交代という安全弁を突出した時、それは支配者にとって全く危機的な情況が到来—もちろんそれはプロレタリアの危機でもある—するであろうことが予測に難くない。

さて以上のように、各国帝国主義の動向と階級闘争の現況を把握した場合、日本帝国主義の動向と日本階級闘争は、いずれもが、際立って根底的であることが一見して明らかである。

侵略反革命粉砕 社共解体の推進

日帝のアジア侵略反革命は、六五年以降、飛び抜けて急ピッチであり、また社会党—総評の分解もそれに正比例して加速されつつあり、同時にそのことが、革命的左翼の組織化の素地を拡大へと追っていくという構造は、まさに今では誰れの目にも明らかである。

とりわけ、社会党—総評の組織的分解は、「十一月社会党大会は分裂大会だ」といわれているように、際立って顕著である。そして日共は十一回党大会でもって日本独裁体制の確立をもって、右派社民—議会主義への敗北の道をまっしぐらに突き進んでいる。

しかし、いうまでもなく階級闘争は一般的に「空白」を埋めるといったものでは断じてなく、組織化の闘いであり、それは党派闘争の熾烈な展開をもってからとられてゆくものである。

既にわれわれは、「党の革命」「恒常的武装闘争の陣型構築」の意義を再確認した。そして国際—国内をつらぬく帝国主義の死の苦悶へと至らざるをえない病の根底性を再開みてきた。以上を踏まえて、われわれは最後に九月闘争をいかなるものとして獲得しなければならないかを端的に意志一致しなければならない。

恒常的武装闘争の陣型構築とは具体的に帝国主義軍隊解体—正規軍建設—地区共闘・ソビエト型組織への反帝統一戦線の再編であることも確認済みである。

わが同盟と反帝戦線は、そのような闘いの環を第一に九・一九防衛庁—全国基地解体闘争に設定し展望にその組織化に着手したことを明らかにする。北海道、長沼、東北、三沢、東海、各務原、関西能勢、中国、日本原、四国、小野九州、山田の各基地、ないしは建設予定地に一斉に基地解体闘争に決起し、これらを防衛庁闘争へと集約し、十・二一には、全国結集をもって実力闘争を展開し、恒常的武装闘争の陣型構築の戦略的闘争を最も鮮明に刻印しなければならない。そして、これらの闘いは首都—全国において、反帝統一戦線の再編を意識的に推進するものとして、統一戦術をも駆使して準備されていかねばならない。

第二は、九・一八中曽根訪米阻止闘争への決起である「グアム・ドクトリン」—日米共同声明—沖縄返還」に対応するものとしての日帝の侵略反革命の強化が、今、四次防構想として進展している。その要が中曽根訪米である。わが同盟と反帝戦線は、この闘争への結集を諸党派、先進的部分に呼びかける。

第三には、入管法再上程阻止、入管体制粉砕を目指して既にスケジュールとして確認されている九・一入管闘争への全国的な取り組みとこの闘争での党派闘争の貫徹である。

第四に、地区救援行動委員会—「第二・第三の小西を！」実行委員会の創出—再び第二回公判以前に、[illegible]での救援闘争を守りつつ、その準備に入っている。

第五に、破防法裁判を頂点にした、全裁判闘争への大衆的取り組みを、わが同盟は領導する。

わが同盟は、九月闘争に対して、以上のような闘争課題を設定して、「党—軍—統一戦線」の運動構造を、恒常的武装闘争の陣型構築の闘いとして全力を挙げて創出していくし、その闘いが、権力との熾烈な闘いであることはもとより、混迷、分解せる諸党派との党派闘争、反帝統一戦線のソビエト型組織への再編の闘いとして圧倒的にかちとっていかねばならない。

全国の同志諸君！「戦旗」購読者諸君！先進的プロレタリア学生諸君！共にわが同盟の下に固く結集し、内戦＝世界革命戦争、世界プロ独—世界社会主義を目指した偉大なる九月闘争の貫徹に向けて組織総力戦を更に徹底して展開せよ！

9・18日本反帝戦線関東総決起集会
午後六時　城東公会堂（亀戸下車）

9・19防衛庁—全国基地解体闘争
全関東集会　午後二時清水谷公園

8・4日「韓」協力委粉砕闘争

今秋入管闘争の礎を固める

昨秋の日米共同声明の具体化を着々と進めている日帝は、ASPAC—日「韓」協力委—日「韓」閣僚会議に次いで八月、日「韓」協力委を開催し、米軍の韓国からの一部撤退を機に、沖縄の侵略前線基地化（国政参加の幻想にもならない幻想をふりまきながら）と並行して、韓国を足がかりに、アジアへの侵略反革命を、入管法国会再上程に見られる如く、ますます露骨に推し進めている。

八月四日、日「韓」協力委粉砕闘争は、清水谷公園に五〇〇の労学市民を結集し、入管体制粉砕実行委員会主催、全国反戦・全国全共闘共催の下に午前一一時開催された。

この闘争は、七・七実行委の混乱において顕在化された、昨秋闘争の敗北に象徴される六〇年代階級闘争の限界を、単なる暴露としての「組織された暴力とプロレタリア国際主義」を、七〇年代権力闘争において如何に具体化していくのかという問題に諸党派がどれほど解答を与えているかを示すものとしてあったのだが、諸党派はそれに答え得ないどころか、七・七実行委に端的に示されたように問題の所在すらわからず、ただただ混乱を繰り返し、中核派のように「日常のアジア侵略の危機を内乱へ転化せよ！」と、レーニン教条主義にしがみつき、あまつさえ何によってこれを担うのか、一切解答できず、ML派はまた、ますます中共派として純化し、プロスタ々へと転落の一途をたどっている。

われわれは、昨春四・二八闘争の敗北をめぐっての赤軍派との党内—分派—党派闘争、昨秋安保決戦の敗北、情況、叛旗派との党派闘争を通じ、六〇年代の反政府闘争の限界から、七〇年代権力闘争を担うべく、世界社会主義確立までを射程においた世界一国同時革命戦略論を確立し、権力奪取までをしか射程にとり入れ得ず、階級を死滅させるというプロレタリアートの任務を放棄したスターリニスト戦略と根底的に決別し、世界一国同時革命戦略論の現在的適用としての世界同時革命戦略の実現にむけて、「共産主義を組織し、戦争を組織する党」の建設にこの間全精力を傾注してきた。そして「組織された暴力と国際主義」を実体的に担うKIMAIFの結成を完ち取り、帝国主義の侵略反革命を世界革命戦争として闘うべく、恒常的武装闘争を、帝国主義軍隊解体—革命の正規軍建設—地区ソビエトの創出として明確に位置づけ、党—地区党の強固な確立の中から、現在の全共闘、反戦を地区ソビエトを担うものとして新たに再編せんとしている。[illegible]闘がわれわれにつきつけた問題は六〇年代階級闘争の限界なのであり、それは何よりも党の飛躍を抜きにして解答できないことを知っている我々は、この間の「党の革命」の成果を、地区共闘を全面に担う中で深化していくべきであろう。

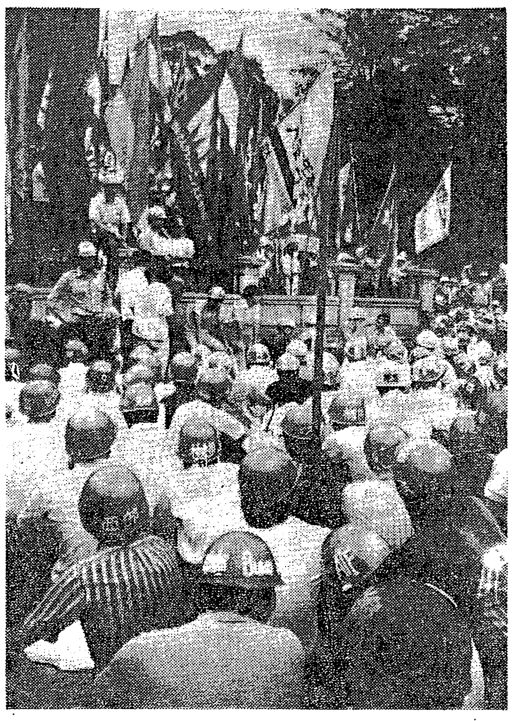

8・15練馬基地闘争

一名不当逮捕さる

【都北部分局】首都治安弾圧の先兵＝練馬自衛隊第一師団への8・15抗議闘争に、同集会実行委（一七団体で構成）の下、労・学・市民約一〇〇名が結集した。練馬区中原公園からの戦闘的デモの隊列は、これに圧倒された官憲の恐怖をよびおこし、一名の同志が不当逮捕された。基地を背にした官憲は、警棒をふりかざして挑発し、おどりかかってきたのに対し、われわれは旗ザオで防衛し、これを撃退して断平としてデモを整然と貫徹した。

8・15「終戦」「敗戦」ムードの中の、「絶対平和主義」＝「戦闘停止による平和」にわれわれは、正義の戦争＝革命戦争を対置し、小西三曹につづくブルジョア軍隊解体—革命の軍隊建設の追求が、おおむね全体で確認された。練馬六日行動委をはじめ、地域の諸闘争委を加えた総体としての戦闘闘争は諸団体の多様性をはらみつつ、かかる七〇年代革命闘争の共闘＝「帝国主義軍隊解体・正規軍創出地区ソビエト型組織建設」へとまとめあげられる第一歩としてかちとられた。

トラック部隊数千台による練馬基地からの「初の大機動作戦」を目前にひかえて、六八年以来一貫してこの闘いを赤ヘル単独で追求してきたわが反帝戦線は、最も鮮明に路線を打ち出した。そして当日赤ヘルで登場した北部闘争委や、われわれとほぼ同一の政治内容で発言したK高校反戦連絡会議など、結集した先進的部分の圧倒的な決意をかちとった。われわれはこのような部分との共同闘争—反軍闘争を積極的に推し進め現在的な到達点である反帝統一戦線を蜂起の陣型に再編する上での左派統一戦線としていくであろう。

他方、右翼日和見主義・軍事反対派として諸戦闘組織からも見放され、ますます後退しつつ、からうじて都・北部で息を保っていた情況派は、当日姿を見せることもできず、党派として完全に解体した。またミソもクソも「プロレタリア的共同」なる革自管連帯に押しこめた解放派、「入管決戦」に看板を塗りかえた中核派はいずれも練馬基地闘争をどこかへやってしまった。そして、われわれの提起の[illegible]と、大衆組織のフラクション指導に埋没しているプロ青同にいたっては、朝霞米軍—練馬自衛隊基地・入管など「そこに山があるから登る」式の闘争羅列に終始し、練馬基地闘争を個別地域政治課題として、その決定的意義を全く葬り去っている。彼らは恒常的バクロ闘争を絶叫し、七〇年代武装闘争の地平を必死になって後戻りさせようとしている。われわれは、このような革命党ヅラをした「遅れてついて来る」部分をかつての反戦青年委運動における「闘うものの統一」至上主義的な反帝統一主義に陥ることなく、「闘うものの妨害物」として鉄槌をくだしていくであろう。

そして、9・19全国基地闘争—10・21防衛庁闘争へむけて、政治課題における地区ソビエト型組織としての反軍行動委を組織して闘いぬく考えである。

共産主義

闘争と弁護　￥300　7月号　NO.2
特集・監獄法の今日的問題点
未決勾留について……古瀬駿介
代用　獄について……久保田康史
東京拘置所新聞記事削除事件訴訟……近藤勝
被告人と一般人との接見……古瀬駿介
懲罰に対する闘い……川端和治
公判ノート携行問題に関する獄中からの報告
懲罰に関する部内関係資料
監獄法（抜粋）
呉米軍弾薬輸送列車阻止闘争
無罪判決について・奥津亘
判決文
10.11月闘争公判関係資料（二）
東京都港区新橋2—8—16　石田ビル　小長井法律事務所　電話（503）5858
闘争と弁護刊行会　振替　東京95071

日帝の軍事外交の新たな展開に対決する叛軍入管斗争の任務

共産同中央青学組織委員会

1 はじめに

日帝のアジア侵略・反革命に向けての軍事外交路線は、この間の日韓会議、日韓協力委、佐ト・ロジャース会談、日「華」協力委等を経る中で増々強化されている。それは、72年沖縄返還ー自衛隊派兵から、アジア民族解放闘争の不可避の拡大に対する自衛隊海外派兵へと展開するものとして帝国主義的政治の更に一層密集した人民支配ー国益国防・帝国主義国臣民への支配の強化の過程でもある。

我が同盟・革共同に対する破防法攻撃、赤軍派に対する実質的組織破防法適用による殲滅戦、内ゲバを口実とした法大ロックアウト、そして在日朝鮮人に対する「永住権申請」の強制、右翼テロ在日外国人への入管法をテコとした強制収容、強制送還の恫喝、更に入管法の今秋国会への再上程、これら一連の権力の徹底した反革命攻勢激化に対して、諸党派は昨秋闘争において密集した権力の反革命を、突破することができないまま一切根底的にとらえ返す事なく無展望の大衆への自己保身的退避の中に「左翼」の立場を安住させようとしている。その事自体、67年10・8以降の大衆的実力闘争の有していた革命主体の「組織された暴力」と「プロレタリア国際主義」を発展させるものではなく、むしろあの敗北を戦術的敗北ー戦術的後退として質的には60年安保ブント以前の地にまで後退せしめるものでしかなく、それが、現在の日帝の軍事外交路線の遂行と、国内反革命治安体制の強化を一層容易にならしめているのである。

70年代が日帝の侵略反革命への帝国主義的政治軍事の全面展開としてある時、何よりも問われているのは、この日帝の軍事外交路線に全面的に対決する革命主体の更に飛躍した政治的軍事的質の形成である事を我々は、この間の党派闘争、「党の革命」の過程で明らかにして来た。即ち帝国主義の反革命軍事と対決してこれを解体せしめる力量を有した革命の軍隊ー正規軍建設を我々の軍事的質のメルクマールとし、過渡期世界ー世界プロ独を、内戦・世界革命戦争として打ち抜く「プロレタリア国際主義」をその政治的質のメルクマールとする。そうした内戦・世界革命戦争を担う政治的軍事的質が党ー軍ー統一戦線の全域において獲得される事こそ、あの昨秋闘争の敗北を克服し帝国主義者を打倒する唯一のものである。

去る7月25・26日の「日本反帝戦線」の結成は将しくそうした70年代内戦、世界革命戦争を担う新たな政治的軍事的質を獲得する、中核部隊の登場として、日本階級闘争史上の画期的偉業であった。この革命的成果を踏え日帝の軍事外交路線への闘いを、叛軍・入管闘争を直接的課題としつつ、帝国主義軍隊解体ー正規軍建設に向けて地区党ー地区反帝戦線ー地区共闘を軸に新たな闘いの水路を切り拓く事こそ、今秋闘争の主要な任務であるだろう。

2 日帝の70年代軍事外交路線

60年代日帝の基調的政策は、国内経済政策の遂行（所得倍増政策）による国内資本の強化と労働貴族の育成による労働運動総体の右傾化を主軸として、対外的には、日米安保による米核戦略の下でのアジア諸国への資本輸出、経済援助による自国資本の経済的進出と、アジア諸国の経済援助ー国政安定として、総体的には「平和外交路線」として展開されて来た。

しかし、先進国間水平分業を軸にした世界経済の展開の中で、戦後政治的独立を与えられた後進国諸国は、一様にその民族経済の発展の展望を喪失し、一国経済の矛盾を激化させる中で、先進国資本と結合した新たな民族ブル（先進国資本の代理人）と、それに対する民族独立を目指した民族解放闘争の非和解的な闘いが、特に60年代後半から高揚し、ベトナム、カンボジアと拡大し、しかも、米帝が、この闘いの過程で、政治的にも軍事的にも勝利しえないという事が、60年代後半の、帝国主義列強の新たな世界市場分割戦の激化の中での、米帝の政治的軍事的支配の後退、西独、日帝の台頭による世界市場、国際反革命同盟の新たな展開を、具体的に現出するものとしてあった。

こうして帝国主義世界の歴史的転換に規定されつつ、更に日帝の国内資本の一層の膨張を内包しつつ、日帝は従来の「平和外交路線」から明確なアジアへの政治的軍事的ヘゲモニーの掌握を目指しての自衛隊ー帝国主義軍隊の海外派兵をも展望した軍事外交路線へと、その侵略性・反革命性を一層露骨にして来ているのである。

それは、米帝の戦略的転換をニクソン・グアムドクトリンとして提起し、ベトナム・カンボジアからの米軍の一部撤退から、更にはこの七月、レアード国防長官から明らかにされた駐韓米軍の一部撤収を、七一年六月迄に実施する、という事態を迎えて、日米・韓・台の反革命同盟の再編が急速に進行している事によって、より一層高次な展開を要求されて来ているのである。

ニクソン・グアムドクトリンによる米帝の反革命戦略の転換は、ドルの相対的低下、国内インフレの激化と一方での失業率の高騰、国内階級情勢の活性化等々を背景としつつ、従来の「世界の憲兵」としての米軍の世界主要戦略拠点への恒常的駐留、臨戦体制から、「フォーカス レティナ作戦」によって試みられたように、現在の米帝の圧倒的な核戦略の保有と空軍力を背景とした有事動員体制による世界戦略の決定的ヘゲモニーの保持へと転換し、現実的な戦闘任務は、現地カイライ政府軍に任せるものであり、日帝に対しては、既に日米共同声明の裡にも明らかなごとく、アジアの民族解放闘争の拡大の具体的な抑止を、共同の任務として、そのための自衛隊の有事動員とカイライ政府軍への武器援助、更には、部分的な（韓国、台湾への）恒常的駐留を要求しているのである。しかも日帝の独自の戦略的展開に対しては昨年批准された核拡散防止条約をその歯止めとしつつ、米帝の核戦略、空軍戦略の下へ、日帝の軍事活動を押し止める事によって、アジアにおける反革命的同盟の主導権を確保し、政治的優位性を維持しようとするものである。

こうした米帝の反革命戦略の転換は、これまで米帝に依拠して来たアジアのカイライ政権に対して、新たな事態を招来している。特に、来年六月までに実施される在韓駐留米軍の一部撤収は、現在の緊迫した韓国情勢を更に流動化させるものである。撤収される部隊は、現在の在韓米軍六万余名の内、二万名規模といわれており、しかもこれに付随して余剰農産物の無償援助打ち切りベトナム特需の大幅な減少、在韓米軍関係の外貨収入の減少等来年以降展開される新たな事態は、既に米・日の大幅な借款を基礎に一種の国内経済建設を実現して来た韓国にとって、そうでなくとも対「北鮮」との関係から不安定な政権を延命して来たその重要な環を失う事になり、それが一層の政治的危機を導くこととなるのである。

この極めて危機的な政治不安を孕みつつ、現在の朴政権は、来年五月の三選という重大な局面を迎えざるをえず、それ故、一層この危機の回避を、日帝との結合において実現しようという野望として、この間の一連の日韓閣僚会議、日韓協力委があるのである。そして、日帝は、こうした事態の中で、韓国への新借款一億五千九百万ドルと在日朝鮮人の「韓国籍」への強制をもくろむ「永住権申請」の遂行「防衛産業整備計画」の一環としてある浦項総合製鉄所建設に対する援助等を確約することによって自からの軍事外交路線を一層明確にして来ているのである。

こうした、米・日・韓・台の結合の新たな再編は日帝の「平和外交路線」からの転換、「軍事外交路線」の切迫した遂行として、自らの侵略反革命体制の確立を急務な課題として押しあげているのである。

その課題はおよそ次の三点を主要な軸として設定されている

アジア朝鮮危機に対応した日帝の排外主義を粉砕せよ

帝国主義軍隊ー自衛隊の更なる強化

日帝の侵略反革命の具体的な体現として登場するその歴史的反動性を与えられた自衛隊は、一九五〇年代の朝鮮戦争の歴史的産物として、出生それ自体の裡に既に帝国主義軍隊としての性格を規定されていた。そして、日帝の五〇年代の経済復興の過程から六〇年代の経済的政治的自立の過程は同時に、朝鮮反革命に向けての米軍の補完物ー第二戦線として形成された自衛隊の帝国主義軍隊として、日帝の70年代アジア侵略反革命の戦略的任務を担う者としてその内実の獲得を❶その装備の高度化ー第三次防から四次防への核戦略保有能力の獲得と朝鮮・台湾・中国への長距離爆撃能力を備えた空軍力の強化（F4F ファントム）そして「マラッカ海峡防衛」と兵員の海外輸送を展望した、空母、ミサイル巡洋艦、潜水艦、対潜哨戒機等の海軍力の大幅な拡大❷独占資本と結合した防衛産業の国家的育成を通して兵器生産の自力開発能力を拡大し、武器輸出を実現し、自主防衛能力の主要な一環とする。❸侵略反革命兵士としての自衛隊員の育成強化ー小西元三曹の自衛隊内叛乱を機として、自衛隊員の反革命教育の徹底化を、一方での治安訓練の強化と併せて、通信教育生スクーリングに対して通教生隊員の登校下校に際して監督官が同行して他の一般通教生と接触させない、あるいは外泊等を禁止し、一定の宿舎でスクーリング期間中管理する事などに見られる様にその生活管理の全面規制を通しての支配管理の強化。❹国益ー国防、自主防衛論の流布を、教科書検定等による教育の再編、「自衛隊友の会」、自衛隊体験入隊、等々マスコミを動員して形成し、自衛隊ー帝国主義軍隊を獲得する。❺従来避けていた自衛隊存在の憲法上の問題を、司法機関の反動的再編を通して合憲化させ、逆に、法的な正当性を与え「違憲論」を駆逐する。❻最終的には、こうした事実の積み重ねによって帝国主義軍隊としての自衛隊そのものを正当化し、防衛庁を、防衛省、もしくは国防省としてその行政権力を拡大させ、国民的合意の形成の下に現行憲法の改「正」を実現する。これらの諸点を実現する事によって、自衛隊を日帝の七十年代侵略反革命の担い手として形成する事が、日帝の軍事外交路線の決定的なメルクマールとなっているのである。しかも、それは、七二年沖縄返還を目前にして、現在進行中の第三次防計画の一部（具体的には空軍力の充実）が既に姿実されている様に、日帝にとっては緊急な課題としてある。

国益国防への国民総合政策の進展

日帝の侵略反革命に向けた国民的統合は、戦争の勝利が生産力の主体ー労働力を如何に強固に集中し永続的に維持し発展させ得るかによるという事においても明らかなごとく、帝国主義者にとって、自からの侵略反革命に向けた路線に、人民を、帝国主義国臣民としていかに動員しうるかは、一つの重大な要である。

それは、既に自民党の「民兵構想」、あるいは、現在の自衛隊の逆ピラミッド構成を見ても明確な様に、更には昨秋闘争の過程で、部分的に現出した「自警団」形成のごとく、非常時（内乱、アジアへの軍事的介入）においては、自衛隊を核として、その下への国民の民兵団組織の形成をもって、自からの政治的危機に対応せんとしているのであり、従って、それは、国益ー国防の下へのイデオロギー支配を媒介にし、様々の形態において、国家の側からの帝国主義国々民としての階級形成がなされるのである。

それは、❶企業における職制支配の強化、レッドパージ、愛社教育、❷教育の全面的な再編による文部省の教育行政の拡大を通して、愛国教育、国防教育の徹底化、❸右翼組織の育成と右翼の反共宣伝活動、❹マスコミへの反動的規制と民族イデオロギーの流布、❺町内会、市民治防団、防犯協会、など防犯、祭典活動を通じての自警組織、五人組の形成、等、の形態で帝国主義的支配を実現しようとしているのである。しかし、そうした中で、最も重要な課題としてあるのが日帝の「仮想敵国人」とする在日アジア人民に対する民族分断策動による民族排外主義の形成に他ならない。

在日アジア人民への民族分断支配

アジア民族解放闘争のインドシナ全域への勝利的拡大を軸とした、アジア全体の階級情勢の流動化は、当然にも在日朝鮮人60万を筆頭とした、在日華僑、ベトナム、タイ、フィリピン留学生、等に重大な影響を及ぼさざるを得ないし、又それ故にそうした在日アジア人の日本内部での階級分解が、アジア情勢の展開を直接的に反映して現出してくるのである。

日帝にとっては、そうした在日アジア人の存在は、アジアへの実体的な支配の強化に先立って、民族解放闘争と日本階級闘争の結合の阻止、被抑圧アジア人民の国内に於ける一層の抑圧、差別支配の強化として、民族分断支配の下に実現して行かねばならない課題としてある。しかも同時に、それは、在日アジア人民を入管行政の檻の中に押し込め、国民と明確に分断し、それに対する徹底的な民族排外主義を浸透させ敵対させる事によって、国益ー国防へと集約する重大な意味を有しているのである。

こうした、在日アジア人民と我々に対する民族分断策動、民族排外主義攻撃は、既に、現在より一層その反動性を露骨にした入管法改悪案の今秋国会上程が決定され、更に、七一年一月に於いて期限の切れる、在日朝鮮人の「永住権申請」の問題を巡って、特に在日朝鮮人の存在そのものの危機として、極めて切迫した事態を迎えているのである

「永住権申請」による朝鮮人攻撃

65年日韓法的地位協定によって、第二次大戦における日本軍国主義の朝鮮支配、朝鮮人の本国への強制連行、強制労働、戦後の朝鮮半島の分断統治「二つの朝鮮」「朝鮮戦争」等を経る中で、在日朝鮮人の国内における地位を、不明確にしてきた日帝は、韓国政府と結託し、一方で、国際赤十字による従来の「北鮮帰還」を一方的に打ち切り、七一年一月迄に、自からを「韓国籍」として認めるものについては日本での「永住権」を与え、入管行政の直接的対象とはせず、一応の法的地位を与える、という「永住権申請」明らかにした。

これは、在日朝鮮人の大半が、その国籍を朝鮮民主主義人民共和国であるとしている事実を、一方での入管行政による強制収容、強制送還を恫喝としつつ、「永住権申請」を踏み絵として韓国人へと転向させる事によって、在日朝鮮人を日韓反革命同盟の支配の下に置こうとする日韓支配階級の共同の反革命的意図に他ならない。しかも、その法的地位としての「永住権」というエサ自体、様々の規制が存在し、戦後一貫して日本で生活してきた在日朝鮮人に対して、正当な権利を与えるものではないが故に、その後の「韓国居留民団」による「永住権申請運動」あるいは入管法による様々の恫喝にも拘わらず、在日朝鮮人六〇万の裡、現在に至る迄「永住権者」は一〇万人にも満たず、その大半が「永住権申請」を拒否しているという事実の裡に、この「永住権申請」のもつ反動性が如実に示されているといえる。

これに対して、権力は、この「永住権申請」の七一年一月期限切れを目前にし、去る七月の日韓閣僚会議の席上において、期限切れ迄に、必ず「永住権申請」を完了する事を確認し、一層露骨な手段で、「永住権申請」の強権的促進を実現せんとしているのである。

今秋入管法再上程の問題

現行入管法が制定されたのが一九五一年である事を見ても明らかなごとく、そもそも、入管法は、朝鮮戦争を機に、再び日帝の侵略反革命の対象となった朝鮮半島と、朝鮮人民に対して新たな抑圧を開始する第一歩であったといえる。この入管法により在日外国人とりわけ在日朝鮮人は、憲法や一般法規の枠の外の、いわば入管行政の檻の中で強制収容、強制送還の危機に日々さらされているのである。その他「共産圏諸国」の入国規制（特に朝鮮、中国）、共産主義者の入国、政治活動の規制、政治的亡命者の本国強制送還等、入管法の果した反動的犯罪的役割は、この間の強制収容者二五〇〇〇名、強制送還者一五〇〇〇名という数字の示すごとく巨大であるといわざるをえない。

秋の次期通常国会に政府はこれ迄の入管法案を新たに再提出する事を決定した。この入管法の再提出は、内実としてはより一層強化された在日外国人に対する治安立法的性格の具体化に他ならず、昨年夏に引き続き今秋再度の提出は、先に述べた「永住権申請」の強権的促進の武器とするために他ならない。

今秋提出される入管法の主な内容は、在日外国人の政治活動の禁止（国政の妨げとなる行為、集会への参加、示威運動への参加、演説、文書配布等の禁止）在日外国人の国内での行動の報告の義務の明文化（入国警備官の調査への絶対協力、黙否を認めない）中央官庁ー地方行政機関の公務員に対する違反調査、通報の義務づけ、更には国民に対して、在日外国人の「違法行為」ー反国益、国策行為の「密告」の義務づけ、等の明文化。そして逆に総体としては、具体的な条項、条件を削除し、簡素化する事によって、法的適用の一切を入国管理局ー法務省ー外事警察の恣意的裁量に委ねている事である。これによって権力は、全国的捜査網、監視体制を敷き、在日外国人の日常的監視、任意調査、情報収集の無制限な執行を容易にし、明確な在日外国人の治安立法として、また我々国内人民との間を切断する巨大な壁として成立させようとしているのである。

右翼による朝鮮人排撃

日韓支配階級による「永住権申請」の強権的促進、入管法の強化による一層の弾圧、という民族分断支配、民族排外主義攻撃は、権力の私兵ー右翼による、反共、反朝鮮宣伝、朝鮮高校生テロとしてあるいはブルジョアジーの職場における民族差別として、更にはマスコミの意図的な朝鮮人＝犯罪者デマゴギーの流布等々として、日常的に展開されている。

右翼ー国士舘、拓大、立正大、帝京商工等を中心とするグループの組織的な朝鮮高校生へのテロが、山手、赤羽、東上線の各ターミナルを中心にして繰り返えされ、しかも、調査に当った警察の多くは、逆に被害者の朝鮮高校生を長時間にわたって職務質問するという事態が相次いでいる。また、国際勝共連合による「朝鮮人は日本を亡ぼそうとしている、暴力革命の拠点朝鮮大学校、市民は朝鮮人の暴行から身を守れ」といったたぐいの反共ー反朝鮮宣伝を各所で展開している。更に、マスコミは、一連の朝鮮高校生への右翼テロを「朝鮮高校との乱闘」とか「朝鮮高校生の暴行」として、極めて意図的な反朝鮮キャンペーンに終始している。

こうしたこの間の一連の事態は「永住権申請」拒否者に対するいやがらせ、もしくは暴力的な恫喝であり、また日本人に対する反朝鮮の民族排外主義を貫徹することによって、国益ー国防、愛国主義として国民を統合しようとするものに他ならず、アジア、とりわけ朝鮮半島への侵略反革命を目前にした国民操作の一環として行なわれていることを明確に見てとらねばならない。

3 内戦世界革命戦争への課題

米・日・韓・台を軸とした新たな国際反革命同盟の再編強化の中で、自衛隊ー帝国主義軍隊の強化と、国益ー国防への階級支配の統合、民族排外主義の形成による在日アジア人民の抑圧を軸とする日帝の軍事外交路線としてあるアジアへの侵略反革命の遂行という現段階にあって「帝国主義の侵略反革命を世界革命戦争へ！」というわれわれの戦略的立場を踏まえて、この日帝の軍事外交路線と全面的に対決し、内戦、世界革命戦争を切り拓く革命的任務を、国際反革命同盟粉砕、帝国主義軍隊解体ー正規軍建設として明確に設定されねばならない。

それは、資本主義から社会主義への過渡の特殊的現実として「労働者国家」ー後進国、先進帝国主義国の併存する過渡期世界というわれわれの歴史的世界において、IMF国際通貨体制を枠とした統一世界市場を軸としつつ、NATO、安保を主とした国際反革命同盟、ワルシャワ条約機構、インドシナ三国の民族統一戦線として形成されている帝国主義ブル、プロ・スタ、被抑圧民族の多元的世界を、自国帝国主義政府打倒への蜂起、内戦の勝利ー国境を越えた内戦、世界革命戦争、国際党派闘争の遂行による国際反革命同盟粉砕、ワルシャワ条約機構解体を通して、単一の世界プロ独ー世界社会主義、共産主義として実現するものとして、現実の革命闘争から規定されると同時に、革命の未来からも規定されるという、一個二重の意味において設定される戦略課題である。そしてこの戦略課題を推進する組織構造が、世界党ー世界赤軍ー世界反帝統一戦線となるのである。

かかる戦略論的内容を、われわれは六〇年代後半の大衆的実力闘争からの飛躍として、七〇年代階級闘争における恒常的武装闘争の問題として措定しなくてはならない。

それは「帝国主義の侵略反革命を内戦、世界革命戦争へ！」というわれわれの戦略スローガンを現実の闘いにおいていかに具体化して行くのか、そのことを実体的に可能とするような過程的推進構造を、党ー軍ー統一戦線の全領域にわたって、何を媒介として創出して行くのかという問題の回答でなければならない。

このことは従来の闘いにおいてわれわれがあらゆる闘争において、帝国主義の政治暴露の組織化の要として設定してきた自衛隊ー帝国主義軍隊解体という問題を、政治暴露の次元から権力闘争の問題へと突きつけていくこととして問われているのである。すなわち、帝国主義軍隊解体の闘いを直接的にも担いうる主体ー実体の獲得を通した革命の正規軍建設として七〇年代階級闘争の基本的路線は確立されなければならない。

従ってわれわれの提起する恒常的武装闘争とは「帝国主義軍隊解体ー正規軍建設」という課題を具体的な運動の内実として獲得して行く闘いとして位置付けられるのであり、それは、武装蜂起ー内戦、世界革命戦争へと導く階級闘争の内実と陣型を構築するものとしての恒常的武装闘争である。

それは、❶従来の産別闘争機関の指導部の党から、地区党ー地区反帝戦線ー地区共闘として、より高次な階級的結合をはかる事による階級闘争の質的転換❷地区への政治的軍事的指導を担う党の組織的深化拡大ー地区党体制の強化、❸党の非合法、非公然領域の拡大、❹地区ー全国の全人民的政治闘争機関の、ソヴエト型組織としての形成、これらを前提的課題として実現する事により、「軍事を組織し、共産主義を組織する党」の政治的軍事的展開を、党の正規軍による武装蜂起ー中枢占拠から、綱領を媒介とした革命政府の政策の提起による大衆の政治的飛躍ー反帝統一戦線の革命政府ーソヴエトへの飛躍と、大衆武装ー政府軍兵士としての登場によって内戦の勝利的展開へと遂行される過程である。

こうした闘いの目的意識的遂行を展望する事なくして七〇年代の階級闘争は、一切革命的左翼のヘゲモニーの下に展開されることはありえないのである。

現在の諸党派においては、いずれも「権力闘争」「革命闘争」を語りつつも、ソヴエトへの過程的形態が如何なるものかを措定しえず、また党が「軍事」を組織するということの革命の本質に関する意義についても理解しようとせず、権力の前での亀の子路線に自から延命せしめているのである。

こうした中にあって、この間の我々の「党の革命」の成果を、結成された反帝戦線の、政治的軍事的質に支えられた「武装」を実体的に登場させることにより、全階級戦線に普遍化しそのことを以って反帝統一戦線の革命的再編を遂行して行かなければならない。

反帝統一戦線の再編は、具体的には、反戦全共闘の地区共闘への再編として設定される。この地区共闘への再編という事は、来るべきソヴエトの形成を抜きに提起されるならば、それは六〇年代階級闘争への反動的回帰でしかありえない。地区共闘を一応は語ってみる諸党派（フロント、情況等）もかかるソヴエト形成への過程的推進構造の一環としてそれが把えかえされていないが故に、不断に大衆運動主義へ転落して行かざるをえないのである。

地区共闘は、蜂起の陣型ー恒常的武装闘争の陣型の一環として、❶全共闘、反戦の階層別運動としての産別性（イデオロギー的には小ブル性）を地区的課題を媒介に、諸階層、階級の諸課題と結合せしめる事によって、より普遍的な質へと止揚する❷かかる諸階級、層の組織的結合を、ソビエト型組織として実現する❸かかる地区政治闘争の展開の軸を「自衛隊、帝国主義軍隊解体ー正規軍建設」として戦略的に規定し、地区武装闘争を中心に、地区的課題を、この戦略課題へと統合して行く、以上を通じて、反帝統一戦線を再編し、恒常的武装闘争の陣型の構築をかちとって行かねばならない。

4 反帝戦線の全力量を今秋叛軍入管闘争へ

日帝の軍事外交路線の展開が、駐韓米軍の一部撤収という事態において、ニクソン・グアムドクトリンが当初は、韓国は適用例外国であるとされていたにも拘わらず、今回の一部撤収によって実質的に適用される事によって、来年五月の総選挙を控えた朴政権と日帝ブルジョアジーの新たな結合ー日帝の朝鮮への政治的介入として急速に進行している現在「朝鮮問題」が、日帝ブルにとっても、われわれにとっても重大な課題として存在している。

すでに日米共同声明にも明記されているごとく日帝の侵略反革命の、その第一の対象を朝鮮半島として設定する事は歴史的に必然であり、七二年沖縄返還による沖縄基地への自衛隊の大規模な登場は、直接的に朝鮮半島を巡る政治的流動化に大きな影を投げかけるものである。

それ故に、日帝ブルにとっては、入管法の今秋国会再上程と、七一年一月までの在日朝鮮人の永住権申請の強権的促進が死活の問題としてあるといえる。

従って、今秋入管法国会再上程に対する闘争は単に入管法の問題や、在日朝鮮人の問題だけではなく、日帝の軍事外交路線の一切に対する凝縮した闘いとしてある事をはっきりと把えねばならない。

それは、国際反革命同盟粉砕、帝国主義軍隊解体ー正規軍建設の実現を抜きには存在しえないし、その戦略課題の実現が、国内の在日朝鮮人との闘いの結合から、朝鮮人民の革命的闘争との結合をも具体的に獲ち取りうる質として闘争の政治的軍事的質がリアルに要求されるのである。

我々は、今秋の入管法再上程に対する闘い、日韓の反革命同盟の強化に対する闘い、沖縄の「国政参加」に対する闘い、小西元三曹の裁判闘争、そして、恒常的に展開されている全国基地に対する闘いを、帝国主義軍隊解体ー正規軍建設に向けて、地区共闘に組織化し、恒常的武装闘争の陣型を構築して行く事でなければならない。

そして、在日朝鮮人ー朝鮮人民との革命的結合を、世界党ー世界赤軍ー世界反帝統一戦線へと展望しつつ、現在的には、我同盟国際部の再建、昨年の反帝国際集会の総括を踏えた中で、新たな世界共産主義者の、NATO、安保、ワルシャワ条約機構の解体に向けての世界的結合を展望する事を通じて、実現して行かなくてはならない。

それは、入管体制に対する闘いを軸に、恒常的、地域的な在日朝鮮人の権力、右翼からの防衛を断固として遂行して行く事の中から、在日朝鮮人ー朝鮮総連、韓国居留民団の「内政不干渉」を原則的立場とする一国主義、民族主義を止揚せしめていかなければならない。この事を通して、日韓反革命同盟の強化と、日帝のアジア侵略反革命への軍事外交路線に対する共同の闘いを、内戦、世界革命戦争へと国境を越えて実現して行かないかぎり、帝国主義者の民族排外主義、民族分断支配を打破する事はできないのである。

諸党派は、今秋闘争の課題を、入管法再上程阻止、入管体制粉砕闘争として設定しつつ、その闘いの核心を、日韓反革命同盟粉砕と帝国主義軍隊解体に向けてそれを現実のものとして実現する戦略的内容と運動組織路線からは一切提起しえず、日帝の軍事外交路線を、日帝の在日被抑圧民族に対する抑圧の強化として一面的に理解し、抑圧民族の被抑圧民族に対する小ブル的な「責任」の立場から、その「姿勢」の遂行として入管闘争を闘おうとしているにすぎない。従って「アジア人民との連帯」という事が、現実の闘いの「必要性」の中からしか提起されず、一つの明確な政治的立場を有しているアジア諸国の人民に対して、自からの政治的立場を明らかにしないまま、「連帯」を相手の立場へのりうつる事によって実現しえたと思い込んでいるのである。

我々は、現在の過渡期世界総体を、単一の世界プロ独ー世界社会主義へと展望する事によって、世界革命を実現する革命党の立場から、その過程的推進を、世界党ー世界赤軍ー世界反帝統一戦線の組織的構造による内戦、世界革命戦争の遂行を自からの党的任務とするものであり、こうした自からの革命の問題から把え返す事のできない、現在の革命的左翼諸党派に対しては徹底的に糾弾して行かなければならないだろう。

今秋闘争において我々は、現下の日帝の軍事外交路線が、朝鮮半島をめぐって煮まっている段階にあって、それに対する戦略的課題を、国際反革命同盟粉砕、帝国主義軍隊解体ー正規軍建設として設定し、蜂起の陣型ー恒常的武装闘争の陣型の圧倒的構築を目指して、入管法再上程阻止、入管体制粉砕闘争、九月全国基地闘争、一〇、二一防衛庁闘争を、鉄の戦線をもって切り拓いて行く事を、反帝戦線の圧倒的力量と、地区共闘の組織化をもって展開して行かねばならないのである。

資料　出入国管理法案（抜粋）

第一章　総則（略）　第二章　入国（略）

第三章　上陸

第一節　上陸許可

第六条　次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。

一、伝染予防法（明治三十年法律第三十六号）又はらい予防法（昭和二八年法律第二百十四号）の適用を受ける患者

二、精神衛生法（昭和二五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者又は麻薬取締法（昭和二八年法律第十四号）に規定する麻薬中毒者

三、貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担となるおそれのあるもの

四、日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者（政治犯罪により刑に処せられたことのある者を除く）で、当該刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった後十年を経過していないもの。

五、麻薬、大麻又は阿片の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六、売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接関係がある業務を行なったことのある者

七、他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けたことのある者

八、麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規定する大麻若しくは阿片法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するけし、阿片若しくはけしがら又は阿片煙を吸飲する器具を不法に所持するもの

九、銃砲刀剣類等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定する銃砲若しくは刀剣類又は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に規定する火薬類を不法に所持する者

十、前二号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者で、当該退去の日から一年を経過していないもの

十一、第三十七条の規定により退去を強制されて本邦から退去した者で、当該退去の日から一年を経過していないもの

十二、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは、主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十三、次に掲げる政党その他の団体を結成し若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ、公務員であるという理由により公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ、公共の施設を不法に損傷し又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ、工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十四、前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、又は展示することを企てるもの

十五、前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2、前項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について特定の事由によりその上陸を拒否している国の国籍又は市籍を有する外国人のうち当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者は、上陸許可を受けることができない。

（特別上陸許可）

第七条　法務大臣は、前二条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する外国人に対し、特別に上陸許可をすることができる。

一、再入国の許可を受けている者

二、かつて日本人として本邦に国籍を有したことがある者

三、前二号に規定する者を除くほか法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認める者

（遵守事項）

第八条　法務大臣は、必要があると認めるときは、あらかじめ、上陸許可を受けようとする外国人に対し、その者が本邦に在留するについて守るべき活動の範囲その他の事項を定めることができる。

2、法務大臣は、前条の規定による上陸許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に係る外国人に対し、その者が本邦に在留するについて守るべき活動の範囲その他の事項を定めることができる。

第二節　上陸許可手続（略）

第三節　一時上陸（略）　第四節　直行通過区域（略）

第四章　在留

第一節　在留の原則

（中止命令等）

第二七条　地方入国管理官署の長は、本邦に在留する外国人が第二十三条第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の規定に違反したとき、又は第八条（第三十三条及び第六十条第六項において準用する場合を含む）の規定による遵守事項の定めに違反したときは当該外国人に対し、書面をもって当該違反に係る行為の中止その他必要な命令をすることができる。

第二節　在留資格の区分の変更等

（在留資格の区分の変更）

第二九条　法務大臣は在留活動者、家族又は第二条第二項第十四号の在留資格を有する外国人（以下「特定在留者」という）が他の区分の在留資格（同項第十一号の在留資格を除く）への変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、在留期間を定めてこれを許可することができる。

（在留期間の延長及び出国猶予期間）

第三一条　法務大臣は、本邦に在留する外国人が、在留資格の区分を変更することなく、在留期間の延長を希望する場合には、その者の申請に基き、在留期間の延長を適当と認めるに足りる相当の理由がある時に限り、新たな在留期間を定めてこれを許可することができる。

（在留資格の取得等）

第三十二条　日本の国籍の喪失、出生その他の事由により第三章の規定による上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、当該時由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格の取得を希望する場合にはその者の申請に基き、当該申請に係る区分の在留資格の取得を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、在留期間を定めてこれを許可することができる。

（準用規定）

第三三条　第八条第二項及び第十三条第五項の規定は、第二十九条第一項、第三十一条第一項又は前条第一項の許可をする場合について準用する。この場合において第十三条第五項中「地方入国管理官署の長」とあるのは「入国審査官」と「旅券」とあるのは「旅券又は在留許可書」と読み替えるものとする。

第五章　出国

（再入国の許可）

第三六条　法務大臣は、在留資格を有する外国人がその在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、その者の申請に基づき再入国を許可することができる。

7、法務大臣は、第一項又は第五項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る外国人に対し、その者が守るべき渡航先その他の事項を定めることができる。

8、法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人が前項の規定による遵守事項の定めに違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

第六章　退去強制

第一節　退去強制の対象者

第三七条　次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

9、第二十七条第一項又は第二項の規定による命令に従わない者

9.19防衛庁闘争に全国から総結集せよ！

日本反帝戦線